

令和5年第2回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅰ）

水戸市議会

陳情文書表

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
第 6 号	5.5.11	市役所駐車場の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>町内会長に長年携わっている関係で町内の各種問題を解決すべく市役所に度々伺っている。最近足腰が弱くなり、できるだけ庁舎入り口近くの別紙駐車場図の㊤駐車場に停めて歩行①から車道を横断し、②から③へと行く。その横断中に出口に向かう車と接近し慌てよろめいたことがある。この超高齢化の中、市役所に出向く人たちは当然高齢者や身体障害者も多くいる。駐車場の図で㊤㊦に停める人は車道を横断することなく警備員の立っている横断歩道を警備員の指導にて安全に渡っている。また、出口に向かう車に注目すると、㊤㊦から出る車は「止まれ」が2か所あり横断歩道で安全に渡らせている。㊤駐車場に停めて歩行①からは横断歩道のない車道を横断し縁石を乗り越えて渡る。要するに、㊤㊦からの歩行者安全が確保されているのに対して㊤からの歩行者は安全が確保されていないのである。条件が全く違う。そこで、警備員を別紙中央の▲印の所に配置変えすれば右も左も確認できるので、㊤駐車場と㊤㊦駐車場両方の歩行者、市民の安全横断が図られると考える。あるいは、①から②への車道に横断歩道を描いていただきたく思う。この話は総務部財産活用課に具申した。現地確認と検討することによって2月22日に再度窓口でとのことだったが、2日後の朝一に電話で、警備会社とも協議したが現状のままということによって却下された。理由の主は、㊤㊦からの歩行者は㊤からの歩行者の3倍いるからとのことであった。これには納得いかない。人数で判断するか。どちらの歩行者も市民であり同じ命である。</p> <p>以上、陳情するのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警備員の立ち位置変更 2 横断歩道の増設 <p>のいずれかをお願いしたい。</p>	総務 環境
第 7 号	5.5.23	まちなかの安全とにぎわいの再生に資する事業への支援を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>水戸市においては、中心市街地の活性化に向けた様々な施策に取り組まれる中、我々組合及び地権者は、南町三丁目商店街が昔のにぎわいも薄れ、空き店舗が増えていく現状と、古いアーケードによる暗いイメージと行政代執行により対策を講じられた東日本大震災の影響等により崩壊寸前の廃墟同様のビルの今後について、勉強会を重ね検討し、また、個々の力だけでは困難でありつつも現実的な打開策を模索してきた。そこで、組合及び地権者全員の同意の下、事業協力者を招き入れ、各々の狭い敷地に建ち並ぶ建物を共同化した建物にすることによって、これらの課題を解決するとともに、中心市街</p>	建企 設業

			<p>地の活性化や安心して暮らせるまちなかの形成につながるような新しいまちづくりに貢献していきたいと考えている。</p> <p>については、早期の事業化を図っていくためにも、我々の意思を受け止めていただき、何とぞ、補助事業として水戸市の支援を受けたく陳情する次第である。よろしく願います。</p> <p>所在地 水戸市南町3丁目161番1ほか (約1,445平方メートル)</p> <p>想定事業 市街地整備事業(優良建築物等整備事業)</p> <p>事業のコンセプト</p> <p>商業 国道50号に面して商業施設を配置し、にぎわいを創出する。</p> <p>住宅(約70戸) 子育て世帯にも配慮した分譲マンションを整備し、まちなか居住を推進する。</p> <p>共同化, 不燃化 建物の共同化, 不燃化を図り、災害に強い安全, 安心, 快適な地域環境を創出する。</p>	
第8号	5.5.29	東前第二土地 区画整理事業 にかかる土地 区画整理法等 に基づく適正 な事業執行に ついて	<p>《陳情趣旨》 土地区画整理事業については、事業執行に当たり、様々な御苦勞があることとお察し申し上げます。しかしながら、土地区画整理法等の解釈、運用について様々な問題点が見受けられるので、適法、公正な事業執行に努めていただくよう、よろしく願い申し上げます。その内容については、下記のとおりである。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 保留地の処分について 保留地は法第104条第11項の定めにより、法第103条第4項の公告(換地処分)のあった日の翌日において、施行者が取得することになるが、これまでの東前地区開発事務所は、換地処分が行われていないにもかかわらず、従前道路部分であった用地を特定の地権者に売却している。また、その処分方法については、水戸市土地区画整理事業施行条例第7条によって、公開抽せん、一般競争入札または指名競争入札により行うものとすることになっているが、随意契約で行っている。道路の両側にはそれぞれ地権者がいるにもかかわらず、事前に何の説明、調整もなく特定の地権者に売却することは法令及び条例に違反しているものと思われる。また、開発事務所では、「仮換地の指定の際に、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に審査請求をすることができるとされているに</p>	建 企 設 業

			<p>もかかわらず、審査請求をしなかったことは不服がないものと考えていた」としているが、仮換地の指定は通知書にもあるとおり、「あなたが所有する宅地について」とあり、道路部分については触れていない。このことについて、水戸市として適切な対応をお願い申し上げる。</p> <p>2 道路の安全性について</p> <p>令和4年4月に発行された茨城県土木部道路建設課による道路計画・設計マニュアルでは、運転者の注意力の限界による制約として、交差点が近接していると、一つの交差点を通過してから一瞬注意力が低下した時に次の交差点に差しかかったり、あるいは次の交差点についての観察や情報収集を十分かつ正確に行う時間的余裕がないままに、次の交差点に入り込む状況が生じるため、道路計画に当たっては、これらに配慮する必要があるとしている。事実数年前、大串百合が丘線と東前原線の交差点から東前原線を南の方向へ90メートル程度先に行った交差点で、車両同士の衝突による人身事故が既に発生している。また、マニュアルでは、交差点の間隔に関連して、主要道路の計画の際に留意を要することの一つとして、既存細道路網との間に生ずる多くの小交差点の処理問題があり、この点について何らかの処置もせずに交差点を設けると、安全上、交通容量上の問題を残すことになる旨を指摘している。したがって、細街路は幹線道路とは直結させず、補助幹線道路を介して数路線まとめて接続させるよう計画すべきだとしている。これに反して、現在整備されている道路は、幹線道路から30メートル程度で直接既存家屋に突き当たるような道路が見られる。土地区画整理法の目的として、第1条において、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資するとしている。既存道路は拡張され整備されたとは思いますが、一方において既存道路の廃止等に伴う道路の接地距離の減少等により幹線道路への接続、車両の出入り等に危険性を伴う箇所もあり、安心安全な道路とは言えない。水戸市として、このような道路をどのように捉えているのか回答を頂きたいと思う。</p>		
第9号	5.5.30	小学校の学校給食費無償化を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>学校給食は、子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環として取り組まれ、セーフティネットの機能も果たしている。しかし、物価高騰やコロナ禍の影響で、給食費が大きな負担になっている家庭も増えている。保護者の負担を軽減するために、給食費無償化や公費助成が全国的に広がっている。憲法第26条「義務教育は無償とする」との立場から、給食費も無償であるべきである。茨城県内では、4市町（城里町、太子町、河内町、潮来市）が小中学校とも学校給食費無償となっており、北茨城市、日立市も2023年4月から実施を予定している。水戸市においては、本年4月から市立中学校の給食費が無償化されることが決定し、子育て世帯に喜びが広がっている。市民生</p>	文福	教社

			<p>活が厳しさを増す中，市として無償化のための財源を捻出し，小学校でも給食費を完全無償化とすることを求める。</p> <p>《陳情事項》</p> <p>1 市内の小学校の学校給食費を無償とすること。</p>		
第 10 号	5. 5. 30	「福寿の集い事業」及び従前の「敬老会事業」に関連した厚生労働省老健局及び総務省消防庁からの通知文書に対する行政の不作为事案について	<p>《陳情趣旨》</p> <p>社会福祉法人水戸市社会福祉協議会における敬老会事業の在り方検討委員会での検討結果を踏まえ，令和4年度から運用されている福寿の集い事業及びその前に行われていた敬老会事業の実施に関連して，水戸市福祉部高齢福祉課は，厚生労働省老健局などからの通知文書を受領しているにもかかわらず，これらの文書の趣旨が福寿の集い事業や敬老会事業を主催，実施する団体（以下「関係団体」という）に周知徹底されてこなかった。このことから，本陳情をもって適切な是正措置と効果的な補助金運用について御議論いただきたく提出するものである。また，水戸市議会においては，二元代表制の下で毎年度の予算決算審議を行っていることから，このことも踏まえて提出するものである。水戸市においては「福寿の集い事業」，「敬老会事業」と特徴的な呼称としているが，本来は，老人福祉法第5条第1項から第3項に基づき，老人の日・老人週間の行事として行われているものと理解している。老人福祉法第5条は，昭和38年の法律施行当初から9月15日を老人の日としてきたが，昭和41年に9月15日を敬老の日として国民の祝日に設定したこと，その後，平成13年に敬老の日が，9月15日から9月の第3月曜日に改められたことで，その都度，老人福祉法と国民の祝日に関する法律との整合性を図るため改正されてきた経緯がある。法律の改正に合わせて，都度，厚生事務次官や厚生省社会局長，厚生労働省老健局長から通知文書が発出されている。現状最新のものと推察される通知文書は，平成13年6月25日付厚生労働省老健局長から発出された老発第242号 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部を改正する法律の公布についてであり，この通知文書には老人福祉法第5条第1項に明記されている老人の日・老人週間の趣旨を，国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深めるとともに，老人に対し自らの生活向上に努める意欲を促すことであるとし，さらに，今回の法律改正を踏まえた従来の敬老の日及び老人保健福祉週間に係る今後の扱いについては，しかるべき時期に貴職宛て追ってお示しする予定であることを，念のため申し添えるとの要旨で明記されている。しかし，この通知文書が関係団体に周知徹底されていない。このことから，本来は啓発事業であるべきにもかかわらず，現在も敬老の日の趣旨，多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し，長寿を祝うことによる慶祝事業になっている。また，近年では厚生労働省老健局長から毎年，老人の日・老人週間の実施に係る通知文書が「老人の日・老人週間」キャンペーン要綱（内閣府，消防庁，厚生労働省，</p>	文 福	教 社

			<p>全国社会福祉協議会など 10 数団体が主唱，協賛するキャンペーン要綱) とともに発出され，さらに平成 24 年頃からは総務省消防庁予防課からも「住宅防火・防災キャンペーン」の実施に係る通知文書もあわせて周知されているところであるが，これらも関係団体に周知徹底されていない。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水戸市長においては，福祉部高齢福祉課職員らに事実関係を調査，確認するとともに，その結果及び水戸市補助金等交付規則（昭和 53 年水戸市規則第 22 号）第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の運用に問題がなかったかを議会に報告すること。 2 水戸市長においては，陳情趣旨に記載した厚生労働省及び総務省からの通知文書について，関係団体宛てに周知徹底を図ること。 3 水戸市長においては，類似する不作為事案が生じてないかを調査，確認し，その結果も議会に報告すること。 4 水戸市議会においては，水戸市長からの報告を受けて，不作為事案の是正及び福寿の集い事業の在り方について論議，必要に応じて水戸市長宛てに意見書を提出すること。 	
--	--	--	--	--